

会 議 所 ニ ュ ー ス

ホームページアドレス <http://www.beppu-cci.or.jp/>



新型コロナワクチン職域接種

目 次

○新型コロナワクチン職域接種	2
○事業再構築補助金セミナー・個別相談会のご案内	2
○大分県時短要請協力金（第3期）のご案内	2
○大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金のご案内	3
○雇用調整助成金特例措置等について	3
○議員職務代行者変更のお知らせ	3
○経済産業省 月次支援金のご案内	4
○小規模事業者持続化補助金のご案内	4
○大分県「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業補助金のご案内	5
○別府商工会議所 新規会員募集	5
○悩まずどんとこい労働相談週間のお知らせ	6
○ジョブカフェ相談会日程について	6
○無料相談会のお知らせ	6
○メルマガ登録のご案内	6
○大分県ふるさと求人マッチングサイト開設のお知らせ	7
○求人情報発信セミナーのご案内	7
○日本政策金融公庫「事業承継マッチング支援」サービスのお知らせ	8

別府商工会議所

〒874-8588

大分県別府市中央町7-8

TEL:0977-25-3311 FAX:0977-26-2232

URL:<http://www.beppu-cci.or.jp/>

E-Mail:webmaster@beppu-cci.or.jp



当所では、一般社団法人別府市医師会のご協力のもと、職域においてもワクチン接種を行うことにより、別府地域の医療機関の負担軽減、社会経済活動の活性化につなげることを目的に、9月6日(月)よりホテル別府パストラル研修棟にて新型コロナウイルス職域接種を実施。当所会員事業所の代表者・従業員等、その家族を対象として、8月24日(火)より専用予約サイトにて予約を受け付けた。なお、予約分の1回目の接種は9月12日(日)までに終了し、2回目の接種については、10月4日(月)から10日(日)の期間に同会場にて実施する。

新型コロナウイルス 職域接種



9月28日開催 事業再構築補助金セミナー 個別相談会のご案内

ポストコロナ・ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等への支援を行う「事業再構築補助金」申請に備えるための事業再構築計画の作り方を解説いたします。

また、セミナー終了後、事業再構築補助金の申請について、個別相談会を開催いたします。

○日時

令和3年9月28日(火)

13:30～16:00【セミナー】

16:00～17:30【個別相談会】

○対象者

中小企業および小規模事業者

○定員

【セミナー】20名

【個別相談会】6社

(※先着順、1社30分程度)

○参加費

無料

○会場

別府商工会議所3階大会議室

○講師

大分県中小企業診断士協会

理事・副会長

税理士、ITコーディネーター、事業承継・M&A推進

委員長

甲斐 幸丈氏

大分県中小企業診断士協会

代表理事・会長

中小企業診断士

吉松 研一氏

○内容

1. 事業再構築とは

2. 事業再構築補助金の概要

3. 事業再構築補助金の対象

4. 申請書作成の方法

5. 申請書作成のポイント・

注意点

○問合せ

別府商工会議所 担当：首藤

TEL：25-3311

大分県時短要請協力金（第3期）

要請期間	令和3年8月20日(金) 0時～9月12日(日) 24時
申請期間	令和3年9月13日(月)～10月12日(火)
対象施設	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時において、夜21時から朝5時までの時間帯に営業を行っていること ・要請期間中において、時短要請に応じていない日がないこと ・業種別ガイドラインを遵守していること ・お客様に「マスク会食」の呼びかけを行うこと
給付額	1日当たり給付額(2.5万円～7.5万円)×時短要請に応じた日数
申請期間	時短要請期間終了後、速やかに申請受付開始予定
申請方法	①電子申請 ②郵送【送付先】〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県時短要請協力金事務局 宛
その他	詳細につきましては、下記URLからご確認をお願いいたします。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/14300/eigyoujikanntannsyukuyouseidai3ki.html

【問合せ】大分県時短要請協力金コールセンター 050-6868-9518
受付時間：9:00～18:00(土日祝除く)

【9月30日（木）締切】大分県中小企業・小規模事業者 事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、大分県が要請した飲食店の時短営業や県民の外出自粛等の影響は、飲食店だけでなく、多くの事業者に及んでいます。その事業継続や雇用維持を図るため、時短営業や外出自粛等の影響により、売上が大きく減少した事業者に対し、県独自の支援金を給付します。

給付対象者	次のいずれの要件も満たす者	
	(1) 大分県が要請した飲食店の時短営業や県民の外出自粛等の影響により、2021年の5月又は6月の売上が対前年又は対前々年同月比で30%以上減少していること (2) 大分県内に本店・本社又は主たる事業所を有する法人（※）、個人事業者であること (3) 2021年4月30日以前から事業を行っており、支援金を受給した後も事業を継続する意思があること ※法人は次のいずれかを満たすこと ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること	
給付額	計 算 式	(2019年又は2020年の5月と6月の合計売上) - (2021年の対象月(5月又は6月)の売上 × 2)
	上 限	中小法人等：30万円 個人事業者：15万円 ※国の月次支援金を5月分が6月分のいずれか1月分のみ受給している場合の給付額(及び上限額)は1/2
	申請方法	県庁ホームページからのオンライン申請又は郵送での申請
	申請期間	令和3年7月9日(金)～9月30日(木)

【問合せ】 事業継続支援金相談窓口（コールセンター）050-6868-9277
 受付時間：8：30～17：30（土日・祝日は除く）

【厚生労働省】雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、緊急事態措置期間延長等の影響を踏まえ、9月末までとなっている現在の助成内容が11月末まで継続されますのでお知らせいたします。12月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、10月中に改めて公表される予定です。

なお、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金については、厚生労働省より7月30日公表のとおり、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業・4/5〔9/10〕、大企業・2/3〔3/4〕）以上を確保する予定です。



九州電力(株)別府営業所
 新任 池辺 昌征 氏
 甲斐 政樹 氏
 (7月1日付)

議員職務代行者変更のお知らせ

【助成率等】 ※括弧内は解雇を行わない場合。

		～4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円
	地域特例 業況特例	—	4/5 (10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円
	地域特例 業況特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円

※詳細については、厚生労働省のホームページからご確認ください。

<問合せ> 雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999

【経済産業省】月次支援金

経済産業省では、2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

給付額	中小法人等：上限20万円／月 個人事業者等：上限10万円／月 2019年または2020年の基準月（※1）の売上－2021年の対象月（※2）の売上 ※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。 ※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。						
給付対象者	①と②を満たせば業種／地域を問わず給付対象となり得ます。 ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること（※3） ※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象。						
申請方法	月次支援金ホームページからの電子申請 ※ただし、ご自身で電子申請を行うことが困難な方は、申請サポート会場にて手続きのサポートが受けられます。 事前予約制となっておりますので、下記問い合わせ先にてご予約をお取りください。 ※申請には、中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士や支援機関など、登録確認機関による事前確認が必要です。 当所にて事前確認を行う場合は、お早めにご連絡いただきますようお願いいたします。						
申請期間	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">7月分</td> <td>2021年 8月1日（日）～9月30日（木）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8月分</td> <td>2021年 9月1日（水）～10月31日（日）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9月分</td> <td>2021年 10月1日（金）～11月30日（火）</td> </tr> </table>	7月分	2021年 8月1日（日）～9月30日（木）	8月分	2021年 9月1日（水）～10月31日（日）	9月分	2021年 10月1日（金）～11月30日（火）
7月分	2021年 8月1日（日）～9月30日（木）						
8月分	2021年 9月1日（水）～10月31日（日）						
9月分	2021年 10月1日（金）～11月30日（火）						

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口
 フリーダイヤル：0120-211-240 IP電話専用回線：03-6629-0479
 受付時間：8：30～19：00（土日・祝日含む全日）

小規模事業者 持続化補助金

小規模事業者が経営計画に基づいて取り組む経費に対して、2/3または3/4が補助される制度です。

対象者	小規模事業者であること	商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数5人以下
		サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
		製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

制度概要	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
概要	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む、販路開拓等の取り組みを支援	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取り組みを支援
補助上限額	50万円	100万円
補助率	2/3	3/4 ※感染防止対策費については、補助金総額の1/4（最大25万円）を上限に補助対象経費に計上することが可能
公募スケジュール	第6回締切 令和3年10月1日（金） 第7回締切 令和4年 2月4日（金） ※当日消印有効	第2回締切 令和3年11月10日（水） 第3回締切 令和4年 1月12日（水） ※申請は電子申請システム（jGrants）でのみ受け付けます。 申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。

問合せ	小規模事業者持続化補助金事務局（一般型） （低感染リスク型ビジネス枠） 別府商工会議所 中小企業相談所	TEL：03-6747-4602 TEL：03-6731-9325 TEL：0977-25-3311
------------	---	--



大分県「安心はおいしいプラス」 認証制度推進事業補助金

大分県「安心はおいしいプラス」認証制度の認証取得等、より適正な感染防止対策を講じるため中小・小規模の飲食業者が行う設備投資等を支援します。なお、補助金の申請を行う前に、認証制度の申請を行う必要があります。

【対象事業者】

飲食店（テイクアウト・デリバリー専門店舗は対象外）
宿泊施設（宿泊者のみに食事を提供する施設は対象外）

【対象者】

- ①大分県内に事業所を有する中小企業若しくは小規模事業者及び個人事業主で飲食店営業許可を受けたもの
- ②「安心はおいしいプラス」認証制度を申請するもの、または認証マークの交付を受けたもの
- ③補助金受給後も事業を継続するもの
- ④過去に本補助金の交付を受けたことがないもの
- ⑤暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの

【補助額】

1店舗ごと上限30万円（千円未満切り捨て）※消費税は補助額に含まれません。

【補助対象経費】

認証取得のための施設確認において、認証取得するために導入した設備投資等に要する経費で、以下に掲げるもの

- ・HEPAフィルター付きの空気清浄機（風量：毎分5 m³以上のもの）
- ・換気設備
- ・換気機能付きエアコン
- ・自動水栓（センサー式・足踏み式）
- ・二酸化炭素（CO₂）濃度測定器（NDIR方式）
- ・アルコールディスペンサー
- ・有人環境下で使用できる紫外線殺菌機

【お問合せ】

大分県安心はおいしいプラス認証事業部
TEL：097-554-6000

別府商工会議所 新規会員募集中！

別府商工会議所では、地場産業の振興発展と中小企業の経営支援に取り組んでいるところですが、別府地域のさらなる発展のためには組織の強化が必要です。

つきましては、1社でも多くの皆様にご加入いただきたいと思っておりますので、貴社お取引先、お知り合いで未加入の事業所様をご存じでしたら、是非ご紹介くださいますようお願いいたします。

【加入手続き】

所定の会員加入申込書を当所にご持参いただくか、ご送付ください。係にご連絡をいただければお伺いし、ご説明いたします。

【年会費】 ※入会金無料

個人：6,000円 法人：12,000円

※別途規模に応じて特商負担金2,000円を負担いただけます。

【お問合せ】

別府商工会議所 会員係 TEL：25-3311

『悩まずどんとこい労働相談週間』

全国一斉の「個別労働紛争処理制度周知月間」の取組として、大分県労働委員会では、労務管理や労働契約などの労使間トラブルについて、休日や夜間も電話・来所での無料相談をお受けします。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【労働委員会は、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。】

1 期間

令和3年10月1日(金)～10月7日(木)

2 受付時間

平日 9時～20時 (来所の受付は19時まで)

土・日 9時～17時 (来所の受付は16時まで)

※ 土・日曜日の来所の場合の出入り口は県庁舎本館東側通用口

3 相談の方法

(1) 電話相談 097-536-3650 (相談専用ダイヤル)

097-506-5251

097-506-5241

(2) 来所相談 大分県労働委員会事務局

(大分県庁舎本館3階)

なお、この期間以外でも、平日(9時～17時)であれば、随時労働相談を受け付けています。

ジョブカフェおおいた別府サテライト 出張相談会を開催 参加費は無料

別府サテライトでは、就職相談や企業情報、就職支援情報の提供を行うため、毎月市役所とハローワークにて、出張相談会を開催しています。参加費は無料。10月の開催は次のとおり。

▼日時 10月13日(水)
午後1時～午後4時

▼場所 別府市役所1階
レセプションホール

▼日時 10月21日(木)
午後1時半～午後4時半

▼場所 ハローワーク別府
2階会議室

▼対象者・おおむね49歳未満の求職者(学生含む)とその家族。
※予約がなくてもご相談いただけますが、予約された方を優先致します。

▼問合せ

別府商工会議所

ジョブカフェおおいた



(0977-27-5988)

※無料相談会のお知らせ

当所では、税務や法律上の問題に対して、税理士や弁護士がアドバイスを行う相談会を実施しています。問い合わせは、中小企業相談所(25)3311まで

◆法律相談

日時 毎月第3水曜日

14:00～16:00(要予約)

場所 別府商工会議所 会議室

内容 商売上の債権回収や契約

トラブルなどに関する

相談

相談料 無料(1組30分)

◆税務相談

日時 随時(要予約)

場所 本所提携税理士事務所

相談料 無料

◆メルマガ登録のご案内

当所では、会議所事業や各種制度、施策、セミナーなどタイムリーな情報提供を目的に月に2回(原則1日と15日)「メルマガジン」を配信しています。

配信を希望される事業所は、[webmaster@heppu-cci.or.jp]まで、件名に「メルマガジン配信希望」と記載し送付ください。いただいたメールアドレスは、当所からの事業案内にあたってのメール配信にのみ使用します。

大分県ふるさと求人マッチングサイト

移住支援金支給対象法人 ・求人情報を募集中です！

県では、移住・定住の促進と中小企業等における人手不足の解消を目的として
「大分県ふるさと求人マッチングサイト」を開設します。



大分県外にお住まいの方が大分県内へ移住し、このマッチングサイトに求人情報を掲載している中小企業等(移住支援金支給対象法人)に就業した場合、移住先の市町村が実施する家屋改修等費用の助成金に**最大50万円**の移住支援金が上乗せされます。

応募方法等は「大分県 移住支援金 マッチングサイト」で検索

または

二次元コードを読み取り、マッチングサイトでご確認ください



マッチングサイトに関するお問合せ

大分県 雇用労働政策課

☎ 097-506-3332

移住支援金に関するお問合せ

大分県 おおいた創生推進課

☎ 097-506-2125

大分県主催
求人情報発信セミナー
のご案内

移住支援金や「大分県ふるさと求人マッチングサイト」の仕組みについてご説明します。
また、求職者は求人票のどこを見ているのか？求人票の書き方のコツをお伝えします。

日時：令和3年11月10日（水）

14:00～16:00

実施方法：Zoomによるオンラインセミナー

定員：70名 ※参加は先着順になります。

内容：求人票の書き方のコツ、移住支援金、

「大分県ふるさと求人マッチングサイト」の説明、オンライン採用など

申込はこちらから↓



主催：大分県商工観光労働部

雇用労働政策課

問合せ：大分県ふるさと求人

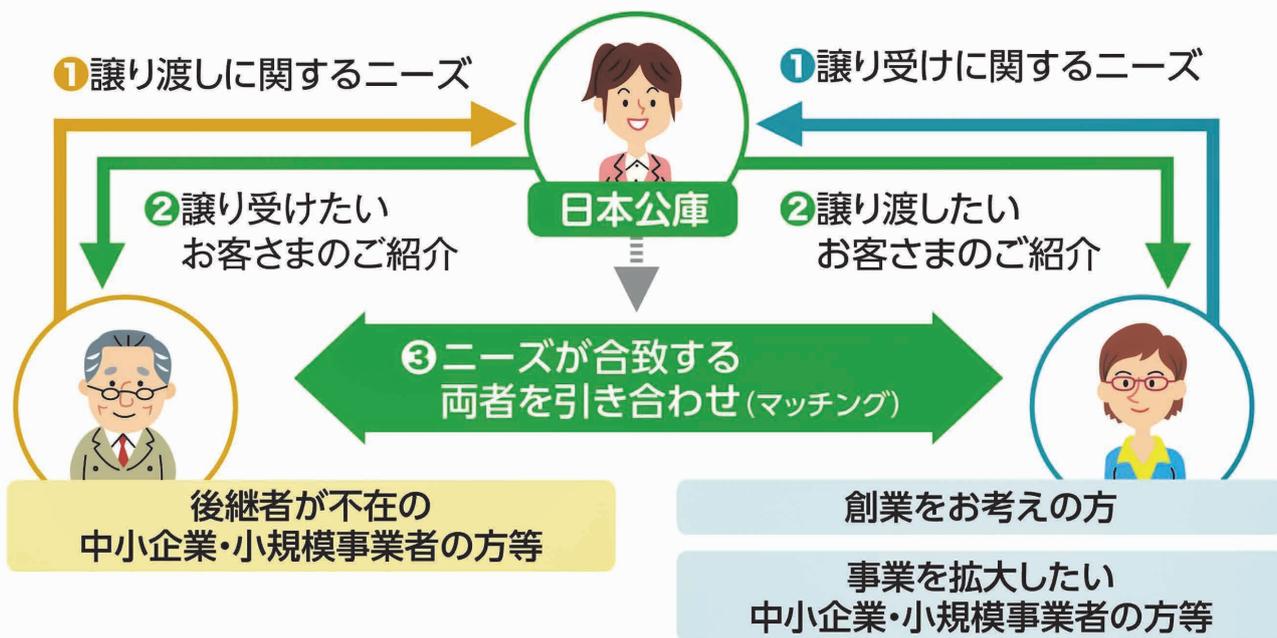
マッチングサイト運営事務局

TEL：097-506-8263

097-506-8263

「続けたい」と「始めたい」をつなげる。

後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて「事業を受けたい」とお考えの方をつなぐ、マッチングサービス「事業承継マッチング支援」を提供しています。



事業承継マッチング支援の4つの特徴

- 1 小規模事業者の方のご利用が中心
- 2 事業を受け継いで創業される方も対象
- 3 専門担当者によるサポート
- 4 無料のサービス

日本公庫 事業承継マッチング

検索



こちらの二次元コードからもご覧いただけます。



別府支店（国民生活事業）
〒874-0924 大分県別府市餅ヶ浜町9番1号
Tel:0977-25-1151（平日9：00～17：00）